

2023年4月号

(2023年4月20日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：info@senshu-sr.com

HP：<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

トラック運転者の時間外労働や拘束時間等について ～来年の2024.4 対応に向けて～

親子ほど年齢の離れた新卒が入社する4月。なんだかこちらまで緊張します。。。さて今回は、トラック運転者の時間外労働や拘束時間等について紹介していきます。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆トラック運転者の時間外労働や拘束時間等

来年2024年4月にトラック運転者の働き方が大きく変わります。

- ①：時間外労働の上限規制の猶予が終了
- ②：拘束時間などの改善基準告示の改正

◆①：時間外労働の上限規制の猶予が終了

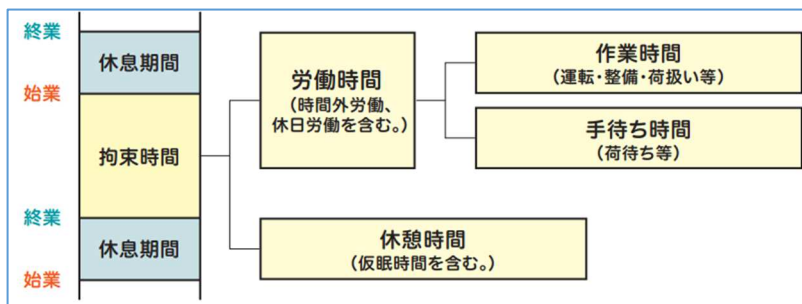
労働時間は、労働基準法により、法定労働時間(1週40時間、1日8時間まで)が定められています。これを超えて労働する場合は、原則、月45時間・年360時間の上限規制がありますが、トラック運転業は2019年4月から5年間の猶予期間が設けられております。猶予期間が終了となる2024年4月からは上限規制が適用されます。なお、臨時的にこの上限時間を超えて労働させる必要がある場合でも、時間外労働の上限は年960時間になります(下表参照)。これに伴いトラック運転業の36協定届は、2024年4月から様式が変更になることにも注意が必要です。

	一般業	トラック運転業
施行日	・2019年4月 ・中小企業は2020年4月	・2024年4月
36協定の時間外労働(原則)	・月45時間、年360時間	・月45時間、年360時間
36協定の時間外労働(特別条項)	・年720時間(休日労働含まない) ・月100時間未満(休日労働含む) ・2～6か月平均80時間(休日労働含む) ・月45時間超えは年6か月	・年960時間(休日労働含まない)

◆②：拘束時間などの改善基準告示の改正

トラック運転業には、労働時間や休憩時間の他、拘束時間や休憩時間、運転時間などにも上限があります。

- ・拘束時間：労働時間と休憩時間(仮眠時間を含む)の合計時間のことで、始業時刻から終業時刻までの使用者に拘束される全ての時間をいいます。
- ・休憩時間：使用者の拘束を受けない期間のことで、勤務と次の勤務との間にあつて、休憩期間の直前の拘束時間における疲労の回復を図るとともに、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、その処分が労働者の全く自由な判断に委ねられる時間をいいます。



厚生労働省<<https://www.mhlw.go.jp/content/001080310.pdf>> 抜粋

現行と2024年4月から何が変わるのかを確認しながら**今年度運用して、課題の発見や解決策の検討を行い、来年度スムーズに対応**できる環境を整えていきましょう。

拘束時間等	現行	2024年4月～
1年、1か月の拘束時間	1年：(3,516時間以内) 1か月：293時間以内(320時間以内、年6か月まで) ※()内：労使協定の必要あり	1年：3,300時間以内(3,400時間以内) 1か月：284時間以内(310時間以内、年6か月まで) 【例外】()内：労使協定と①②を満たす必要あり ①284時間超は連続3か月まで ②1か月の時間外・休日労働時間数は100時間未満になるように努める
1日の拘束時間	13時間以内(上限16時間、13時間超は週2回までが目安)	13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安) 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送(一運行走行距離450km以上で休息期間が住所地以外)の場合、16時間まで延長可(週2回まで)
1日の休息時間	継続8時間以上	継続11時間以上 与えるよう努めることを基本とし、 9時間を下回らない 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、継続8時間以上(週2回まで) 休息時間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息時間を与える
運転時間	2日平均1日：9時間以内、2週平均1週：44時間以内	
連続運転時間	4時間以内 運転中断時には、原則として休憩を与える(1回連続10分以上、合計30分以上)	4時間以内 運転中断時には、原則として休憩を与える(1回概ね連続10分以上、合計30分以上) 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない 【例外】SA・PA等に駐停車できず、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可
予期し得ない事象	—	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる勤務終了後、通常どおりの休息時間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える ※予期し得ない事象 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障した ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は渋滞したこと等 ※運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的期間のHP情報等)が必要
特例(2人乗務)	2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合) 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可	2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合) 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 【例外】設備(車両内ベッド)がある場合、拘束時間をさらに延長可 ※車両内ベッド：長さ198cm以上、幅80cm以上の連続した平面で、クッション材等により走行中の路面からの衝撃緩和されるもの ・拘束時間を24時間まで延長可(運航終了後、継続11時間以上の休息期間を与えること) ・さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない	

※隔日勤務の特例、フェリーの特例は、現行と変更なし

厚生労働省<<https://www.mhlw.go.jp/content/001080310.pdf>>参考

厚生労働省<<https://www.mhlw.go.jp/content/001071672.pdf>>参考